

## 第11章 市民生活の安定に関する措置

### 1. 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、生活関連物資等の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するため、県等の関係機関が実施する措置に協力する。

### 2. 避難住民等の生活安定等

#### (1)被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助を行う。また、学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

#### (2)公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税の徴収猶予及び減免、使用料及び手数料の減免等の措置を、災害の状況に応じ実施する。

#### (3)就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努め、厚生労働省の措置に協力し、実情に応じた雇用確保等に努める。

#### (4)生活再建資金の融資等

市は、被害を受けた者が自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考に、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、被災者、事業者等に応じた対応を実施する。

### 3. 生活基盤等の確保

#### (1)水の安定的な供給

市は、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

#### (2)公共的施設の適切な管理

市は、道路等の管理者として、当該公共的施設を適切に管理する。

